

第8章 建設候補地と選定・検討方針

義務教育学校建設候補地については、村の現状や将来性を考慮し、地域の教育環境の改善と効率性を重視しながら検討します。以下に建設候補地に関する具体的な方針を示します。

(1) 候補地の選定基準

① 関連法規の準拠(候補地の面積)

「小中学校の設置基準」、「義務教育諸学校の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令」、「小・中学校施設設備費補助金(特定市町村公立小中学校規模適正化整備事業)交付要綱の運用細目」に則る(参考:「近年の類似施設の実績値」)。

② 安全性

- ・風雪害、水害等、自然災害リスクが低い場所であるか(含:地質・地盤)
- ・警察署、消防署、病院が近くにあるか

③ 教育環境

- ・周辺の騒音や異臭、工場施設等なく適切な環境か
- ・教育上ふさわしくない娯楽・遊興施設等により、不特定多数の出入り施設がないか
- ・周辺に体育・文化活動施設があり、教育活動が行いやすいか

④ 利便性

- ・徒歩や自転車通学時の安全性と利便性及び児童生徒の居住分布等への適正考慮
- ・スクールバス運行の利便性と維持管理予想

⑤ 地域との近接性

- ・住民が集まりやすい場所であるか(地域学校協働活動、コミュニティ活動等、学校行事等、地域住民の施設利用等)
- ・より多くの住民から合意を得やすい場所であるか

⑥ 用地取得(法規制、ライフルラインを含む)が比較的容易で建設・運営コストが抑えられるか

- ・用 地: 必要面積が取得する際、用地取得が比較的容易か
- ・用地の法規制: 農振除外、農地転用、埋蔵文化関連等の法的手続きが比較的容易か
- ・ライフルライン: 水道、下水道、ガス整備にコストを要しないか
- ・良好な日照や景観、空気を得ることができるか

⑦ 村づくりの視点

- ・避難場所: 災害時、徒歩での避難を想定した場合、適地といえるか
- ・将来性: 建設された場合、学校周辺の産業や地域活動の発展が見込めるか